

(1 7)

請願書・要望書

目次

■滝地区

滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から
除外することを求める請願・・・・・・・・・・17-1

滝野自治会連合会長
滝野6丁目自治会長
ゴミ焼却場検討委員長

■現在地

現在地内の候補地をゴミ焼却場建設地から
除外することを求める請願・・・・・・・・・・17-3
(印西市木刈在住者)

要望書・・・・・・・・・・・・・・・・・・17-5
(中央駅北地区自治会町内会連絡会)



滝地区内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願

請願の趣旨

私たちは、住宅密集地である滝野地区の近隣にある滝地区内の候補地へのゴミ焼却場建設に反対します。

貴議会におきましては、滝地区内の候補地を、ゴミ焼却場の建設候補地または建設予定地から除外するように決定されるか、関係機関において除外の決定がなされるように働きかけを行ってください。

請願の理由

印西地区環境整備事業組合（以下、「組合」という。）による「次期中間処理施設の候補地の募集」に応募した滝地区内のゴミ焼却場候補地（以下、「滝地区内候補地」という。）は、住宅密集地である滝野地区から 300m 以内の至近に位置しています。

印西市長の板倉正直氏は、平成 24 年 7 月に、住宅密集地の至近に位置していた 9 住区内のゴミ焼却場建設予定地（以下、「9 住区内建設予定地」という。）について、白紙撤回することを公約に掲げて市長に当選し、平成 24 年 11 月に組合に対して白紙撤回の申入れを行い、組合が 9 住区内建設予定地へのゴミ焼却場移転を断念した結果、組合は新たな候補地の選定を行う経緯となりました。

滝地区内候補地は、板倉市長が 9 住区内建設予定地の白紙撤回理由として挙げていた住宅密集地の至近であるという点において条件を同じくしており、ゴミ焼却場の候補地または建設予定地としてふさわしい場所ではありません。

そして、滝地区内候補地の至近の住宅密集地である滝野地区の住民は、添付の請願署名簿のとおり、多数が滝地区内候補地へのゴミ焼却場建設に反対しています。

貴議会におきましては、この請願を滝野地区住民の多数意思として受け止めていただき、滝地区内候補地をゴミ焼却場の候補地または建設予定地から除外すべき、との決議を行ってください。

さらに、印西地区環境整備事業組合管理者、同組合議会、次期中間処理施設整備事業用地検討委員会、印西市長において、滝地区内候補地をゴミ焼却場の候補地または建設予定地から除外する決定がなされるように、働きかけを行ってください。

請願者	住 所	[Redacted]
代表	滝野自治会連合会長	[Redacted]
	滝野6丁目自治会長	[Redacted]
	ゴミ焼却場検討委員長	[Redacted]
	住 所	[Redacted]
	滝野1・2丁目自治会長	[Redacted]
	住 所	[Redacted]
	滝野3丁目自治会長	[Redacted]
	住 所	[Redacted]
	グリーンプラザ滝野自治会長	[Redacted]
	住 所	[Redacted]
	滝野4丁目自治会長	[Redacted]
	住 所	[Redacted]
	滝野5丁目自治会長	[Redacted]
	住 所	[Redacted]
連絡先	ゴミ焼却場検討委員会	[Redacted]
	事務局長	[Redacted]
	電話番号	[Redacted]

他 2,683 名
(計 2,690 名)

平成 26 年 5 月 25 日

次期中間処理施設整備事業用地検討委員会 委員長 寺嶋 均 様





平成 26 年 9 月 7 日

印西地区環境整備事業組合

次期中間処理施設整備事業

用地検討委員会

委員長 寺嶋 均 様

現在地内の候補地をゴミ焼却場建設地から

除外することを求める請願

請願者 印西市木刈 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

[REDACTED]

請願者 印西市木刈 [REDACTED]
電話 [REDACTED]

[REDACTED]

他、賛同署名人 640人



「現在地内の候補地をゴミ焼却場建設地から除外することを求める請願」

<請願要旨>

1. 現在地はすでに前組合管理者時代に候補地から消えたはずです。
平成 20 年に、前組合管理者が組合および構成市町村の議会に、ゴミ焼却場更新計画につき説明したところ、「現在地ありきの計画ではなく、他の場所も検討すべき」との意向が表明されたことから移転地選定作業がスタートしました。
その結果、前組合管理者も現在地は選定せず、9 住区を選定しました。
2. 板倉市長の登場で 9 住区への移転は白紙撤回に。
しかし、9 住区については千葉 NT 中央駅北地区の住民の強い反対運動が起こり、平成 24 年の印西市長選挙では、「9 住区への移転計画は白紙撤回する」「住宅密集地はゴミ焼却場には不適」「移転先は公募により決定する」と訴えた板倉市長が大差で当選した結果 9 住区への移転は白紙になりました。
3. 移転先は公募によることが決定。
板倉市長が組合管理者になり、新しく設置された「用地検討委員会（以下「委員会」）により公約通り今年 1～3 月の間に候補地の公募が行われ、4 件の公募がありました。
それに加えて、委員会では構成市町に対し新たな移転先の推薦を依頼しましたが、2 市 1 町からは推薦はなく、印西市は本年 3 月 31 日付けで、「移転先候補地については公募によることが望ましいと考えるため新たな推薦はしない」と回答しました。
4. 委員会が任務を逸脱して現在地を推薦。
委員会の組織細則には、委員会の担当事務は、公募のあった用地についての評価の項目・基準・配点などを定め比較評価することで、自ら候補地を推薦する規定はありません。従って委員会による現在地推薦は任務を逸脱したもので認められません。
5. 印西地区環境整備事業組合は構成市町の分担金・負担金により運営。
組合は印西・白井の 2 市と栄町の分担金、負担金により運営され、組合議会も構成しているのですから、組合事業については利用住民はそれぞれの構成自治体を通じて、また直接、組合の管理者および議会に対して請願する権利があるのは当然です。

<請願事項>

私たちは、千葉ニュータウン中央北地区の住宅密集地の至近距離にある「現在地」（テニスコート）でのゴミ焼却場建設に反対します。

貴委員会におきましても、「現在地」をゴミ焼却場の建設候補地または建設予定地から除外するよう決定してください。



要 望 書

印西地区環境整備事業組合次期中間処理施設用地検討委員会御中

要望者

中央駅北地区自治会町内会連絡会

会長会有志 (別添署名の通り) 13名

中央駅北地区自治会町内会連絡会 会長会有志は、下記の理由により、印西クリーンセンター施設の現在地での更新に反対します。長年にわたる中央駅圏住民の願いを受け止め、用地検討について考慮をいただけますよう要望いたします。

理 由

1、現在、貴委員会が検討を進められている次期中間処理施設の建設用地について、中央駅北地区自治会町内会連絡会では、平成22年1月、現在地(中央駅圏)以外で環境に配慮した施設を建設されるよう3,547名の署名を添えて要望しています。

2、現在のクリーンセンターは、30年前、中央駅圏の入居直前に建設が開始され、初期の入居がある程度進んでから完成し供用が開始されました。周辺住民である中央駅圏住民は、現クリーンセンターがここに建設されることについて、説明等は一切受けておりません。

この30年間に千葉ニュータウン事業計画の見直し等が行われ、当初周辺に予定されていなかった高層マンション等が続々と建設され、さらに今後も建設が見込まれるなど、周辺の状況は大きく変化しています。

3、貴組合の板倉正直管理者は、平成23年7月、まちの顔ともいえる中央駅至近の9住区での施設建設の白紙撤回及び公募による施設建設を公約に印西市長に当選され、組合管理者に就任されました。また議会等においても、住宅が密集し、印西地区の顔とも言える中央駅周辺では中間処理施設は建設しないと答弁しておられます。

4、現在地は成田へ直通する国道464号・北千葉道路に隣接し、千葉ニュータウン中央駅徒歩圏の一等地であり、売却あるいは他の用途として、組合構成自治体全体の利益にかなう使い方が可能です。



5. 次期施設の用地検討をふまえ、現在、現中間処理施設の延命化対策工事が行われようとしており、これまで30年間の稼働に加え、今後10数年間さらに現在地での施設稼働が続けられようとしていますが、この延命化後、さらに現在地で施設の稼働を続けることは、あまりに中央駅圏住民の願いを無視したものであり、到底納得できません。

以上

平成26年 9月12日

<提出者>

印西市木刈

[Redacted]

[Redacted]

印西市木刈

[Redacted]

[Redacted]

中央駅北地区自治会町内会連絡会 会長会有志

牧の木戸1丁目自治会

木刈1丁目自治会

木刈3丁目町内会

木刈4丁目自治会

木刈5丁目自治会

木刈6丁目自治会

木刈7丁目自治会

セントアベニュー木刈団地自治会

小倉台アビック21自治会

サードスクエア小倉台団地自治会

印西住宅自治会

ネオックス自治会

トリアス自治会